

阿見町議会会議録

平成30年第3回臨時会

(平成30年10月19日)

阿見町議会

平成30年第3回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（10月19日）	3
○出席，欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議員派遣報告	7
・議案第96号（上程，説明，質疑，討論，採決）	7
・議案第97号（上程，説明，質疑，討論，採決）	10
○閉 会	11

第 3 回 臨 時 会

阿見町告示第199号

平成30年第3回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年10月10日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 平成30年10月19日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

(2) 総合運動公園陸上競技場スタンド改築工事請負契約について

第 1 号

[10 月 19 日]

平成30年第3回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成30年10月19日（第1日）

○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

6番	栗原宜行君
----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	大塚芳夫君

保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
産業建設部次長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
学校教育課長	柴山義一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	武井浩君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

平成30年第3回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成30年10月19日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣報告

日程第5 議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

日程第6 議案第97号 総合運動公園陸上競技場スタンド改築工事請負契約について

午前10時12分開会

○議長（吉田憲市君） それでは、定刻より少々時間が経過いたしました。ただいまから平成30年第3回阿見町議会臨時会を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、

18番 佐藤幸明君

2番 石引大介君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決しました。

諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第96号から議案第97号、以上2件であります。

次に、監査委員から、平成30年8月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告を申し上げます。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

議会だより編集委員会委員長高野好央君、登壇願います。

〔議会だより編集委員会委員長高野好央君登壇〕

○議会だより編集委員会委員長（高野好央君） おはようございます。それでは、議会だより編集委員会における町村議会広報研修会について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月10日、委員7名、議会事務局より1名で、東京都千代田区砂防会館において開催されました平成30年度町村議会広報研修会に参加させていただきました。全国205町村議会からの参加でありました。

講師の先生による講演があり、まず、朝日新聞メディアプロダクション校閲事業部長前田安正氏による「読み手に伝わる文章の書き方」では、書き手の意識の矛盾について、読み手の存在を忘れ、自分の理解は通じると思い込み、どうしてもひとりよがりな表現になりがちだとの説明をいただきました。文章の構成を考え、最後の一文を削る勇気をとのことでした。

続いて、株式会社コンセント、アートディレクター筒井美希氏による「デザインの力でもっと伝わる議会広報誌に」では、民間の会社ならではの、読み手をどうやって引き寄せるかということをわかりやすくワークショップ形式で教えていただきました。

最後に、グラフィックデザイナー長岡光弘氏による「最優秀賞及び優秀賞作に見る光彩を放つ編集力」と題して、受賞した広報誌を使っの講演でありました。

今回の講演で共通しているのは、書き手側からではなく、読み手側からはどう見えているのかということでした。議会広報誌とは、議会の活動状況を広く町民に提供するための広報機能のみならず、限られた紙面、文字数の中、いかに町民の声を酌み取り、町民と議会の意思疎通を図る架け橋となれるのか改めて考えさせられた講演会でありました。阿見町議会だより委員会としましても、今後取り組むべき課題が見え、非常に充実した研修となりました。

以上をもちまして、町村議会広報研修会についての御報告を終了いたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で、議員派遣報告を終わります。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めるこ

とについて)

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第96号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 本日は、平成30年第3回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

それでは、議案第96号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年8月24日午前11時頃、阿見町大字竹来400番地3地先、竹来中学校敷地内で、学校用務員が除草作業をしていた刈り払い機で石が弾かれ、町道第3109号線を同中学校方面へ移動中走行していた乗用車のリアウインドーガラスを破損する損害を与えたので、地方自治法第96条の第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 質疑をいたします。

今回の事故かな、車にぶつけられちゃったほうも、この用務員の方も、たまたま本当に偶然でね、こんなこと起こるんだなと思っておりましたけれども、ちょっとね、状況をお伺いしたいんですけども、これ、人じゃなくてよかったなと思うんですが、通常、刈り払い機の、飛散防止つきの刈り払い機ってありますよね。あれをつけてるとそんなに飛び跳ねないというか、そういうことになっているんじゃないかと思えますけれども、この刈り払い機は飛散防止つきの機能がついていた刈り払い機なんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

学校教育課長柴山義一君。

○学校教育課長（柴山義一君） お答えさせていただきます。

機械そのものを見たわけではないので、飛散防止がついてるかどうかというのは、今の時点では確認できておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 用務員の方が除草作業してる時、あんまり生徒は近くにいないかなとは思いますが、たまたま人ではなくて車だったからよかったっていうわけじゃありませんよ、それはそれで大変な問題なんだけれども、やっぱり生徒がいる中、あるいは人がいる中でやる場合には、やっぱりもう一度点検をしてですね、飛散防止機能付きの刈り払い機であれば、よりね、それをつけても飛散するかもしれないけれども、そういう配慮っていうのは必要じゃないかなと思うんですよね。ですから、これはたまたま竹来で起きたけれども、できれば一度、各施設で、刈り払い機を持っているところについては飛散防止がきちりついてるかどうか、もしなければ、やっぱりつけてほうがいいんじゃないかなと私は思いますけども、それについてどう考えてるか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

学校教育課長柴山義一君。

○学校教育課長（柴山義一君） お答えさせていただきます。

早々に確認をして、対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第96号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第96号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって議案第96号については原案どおり承認することに決しました。

議案第97号 総合運動公園陸上競技場スタンド改築工事請負契約について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第97号、総合運動公園陸上競技場スタンド改築工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第97号の総合運動公園陸上競技場スタンド改築工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、陸上競技場スタンドの老朽化に伴い改築工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決の付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成31年3月29日までであります。工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第97号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第97号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号については原案どおり承認

することに決しました。

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、平成30年第3回阿見町議会臨時会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午前 10時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 佐 藤 幸 明

署 名 員 石 引 大 介